■ 税務課からのお知らせ

①土地（家屋）価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務課では、４月１日（金）から８月１日（月）まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を１年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

②家屋を新増築・取り壊した場合の届出について

特に、家屋を取り壊した場合は、税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

【お問い合せ先】　役場税務課　☎77－3615

チャイルドシート貸出について

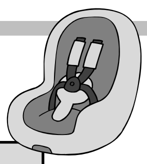

◇利用できる方　美波町内にお住まいの方

◇貸出しできる期間

対象年齢	貸与期間
生後６ヶ月未満	出産予定日１ヶ月前～６ヶ月に達した日まで
６ヶ月以上６歳未満	２週間

◇事前に下記お問い合わせ先にご確認ください。その後、**印鑑、免許証**を持参して美波町児童館又は由岐支所住民室にお越しください。※申請書及び契約書が必要になります。

◇貸出までの流れ　**予約**（※確認）⇨ **申請** ⇨ **契約** ⇨ **貸出** ⇨ **清掃** ⇨ **返却**

◇申込・お問い合せ先　美波町児童館 ☎77－2111　由岐支所住民室 ☎78－2211

チャイルドシート購入補助金

子どもを悲惨な交通事故から守り保護者の経済的負担を軽減する目的でチャイルドシートの購入に対し補助を行っています。補助を希望される方は、申請してください。

補助対象：町内に住所を有する満６歳未満の子どもがいる保護者
補助金額：購入金額の２分の１、上限１万円（子ども１人につき１回）
申請に必要なもの：申請書、チャイルドシートの領収書、記名した保証書又は取扱説明書、印鑑

※申請書は、役場保健福祉課（☎77-3614）・由岐支所住民室（☎78-2211）・阿部出張所（☎78-0203）でお受け取りください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の父または母及び子（18歳到達後最初の３月31日まで）が入院した場合に保健医療の自己負担分について助成を受けることができます。（助成を受けるには申請が必要です。）

※平成22年10月より父子家庭の方も対象となりました。
※所得制限があり、一定額以上の方には助成されません。

【お問い合せ先】　役場保健福祉課 ☎77-3614・由岐支所住民室 ☎78-2211